



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 7 3 2 0 1 1 年 0 1 月 2 0 日

中国における商標権侵害未遂行為の刑罰化

記

中国では「最高人民法院、最高人民検察院、公安部の取扱う知的財産権侵害事件に適用の法律に係る若干の問題についての意見」が2011年01月10日付で公表されました。

当該意見は、犯罪の認定、管轄争議、証拠の収集と取調べの効力、処罰などについて明確に規定して、計16条から構成されていますが、第8条と第9条の規定（登録商標模倣に係る犯罪未遂に対する量刑）によれば、次の商標権侵害未遂行為については、刑罰が適用されます。

1. 登録商標模倣の商品であることを知りながら販売しようとして押収された商品価値が15万元以上に相当するもの。

2. 他人が偽造した登録商標の標識の販売に関する犯罪事件において、押収された未販売の登録商標の標識の数量が6万件以上若しくは2つ以上の登録商標の標識につきそれぞれの数量が3万件以上であるもの。

以上